

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含め、当連合会が令和元年度に行った事業についてとりまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

○最重点施策

- ・軽OSS導入への着実な対応と利用の促進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・車体課税の見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進

○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行業業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部経費削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等30社）及び全軽自協記者会（業界紙誌17社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、令和元年7月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

また、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

(3) 全軽HPの運営状況

全軽HPは、当連合会の概要、新車情報や手続きの案内を含めた軽自動車の紹介、軽自動車と二輪車の販売・保有統計の掲載、情報提供事業の案内、廃棄二輪車取り扱いの案内など、多岐にわたる情報を掲載した軽自動車のポータルサイトとして運営している。特に統計情報は閲覧件数が高く、統計発表機関のホームページとして有効利用されており、アクセス件数（Google Analyticsのセッション数）は、令和元年度は53万8726件となった。

(4) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策

令和元年度で40回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、「理解促進広報キャンペーン」へと路線を変更してから15回目となった。

今回のキャンペーンでは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性和特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に、平成29・30年度のキャンペーンで好評だったテーマ「日本の原動力、軽自動車。」を継続して使用し、実施した。具体的には、テレビCM、特設WEBサイト、WEB広告、ディーラー向けポスターなどを実施した。

(5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

I. 令和元年度の当連合会の税制改正要望活動
ア. 令和2年度税制改正に関する方針については、税制・広報委員会の検討結果を踏まえ作成、理事会で決定し、通常総会で報告を行い、「当連合会の税制改正要望書（案）の作成・審議及び機関決定にあたっては、関係省庁・関係団体・自動車税制改革フォーラム等の動きを情報交換や情報収集によって注視・把握し、9月11日開

催予定の第2回税制・広報委員会の審議後、全軽自協の税制・広報委員長、会長の了解を得て決定する」旨、承認を得た。6月中旬から8月中旬には国土交通省や経済産業省等の関係省庁からの税制要望のヒアリングにおいて、基本方針である「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」を訴えた。当連合会の令和2年度税制改正要望については、8月末に関係省庁の税制改正要望が公表され、自動車関係団体の要望内容等も明らかになってきたことから、9月11日の税制・広報委員会の審議を経て機関決定となった。機関決定された要望書は、関係国会議員に提出するとともに、11月以降、与野党の税制改正ヒアリングへの出席や国会議員に直接陳情を行う際に提出し、軽自動車ユーザーに対する理解と配慮を求めた。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年までと同様に積極的に自民党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」について理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

※令和2年度税制改正要望事項は以下の通り

1. 軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対

II. 軽自動車関連諸施策の推進

11月初旬から末にかけて、自民党の運輸・交通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会等のヒアリングにおいて政府の重点政策に対する軽自動車の貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正について要望を行った。

III. 要望活動の結果

12月12日、与党の令和2年度税制改正大綱が取りまとめられた。前年の平成31年度税制改正大綱

に検討事項として記載された「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」との内容が令和2年度大綱にも再度記載され、電動化やシェアリングの進展に備え中長期的な検討が継続されることとなった。

IV. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは、さらなる自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、業界を挙げて活動を展開した。主な活動は以下の通り。

ア. 活動ツールの制作（8月）

イ. 自動車ユーザーの声を集める活動（実施期間：令和元年7～令和2年1月）

2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

- (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）

① 軽四輪車の流通確認業務の実施

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も前年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

② 軽二輪車の流通確認業務の廃止

民事登録制度のない軽二輪車の盗難・詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故を防止するため、軽二輪車の届出窓口において、軽自動車届出済証返納済確認書により所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施してきたが、令和元年7月より窓口業務が国の運輸支局へ移管されたことに伴い、6月末日をもって流通確認業務を廃止した。

③ 軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力の終了

ア. 国の行う軽二輪車の届出制度運営に関する協力については、昭和42年の協会発足以来実施していたが、従来からの軽二輪車等に関する取扱通達を全面的に再整備した「自動車登録業務等実施要領」が国土交通省において平成17年度に制定され、軽二輪車の届出に必要な関係書類の中に、当連合会の流通確認業務に係る書類等が明確に規定された。

イ. 道路運送車両法施行規則が平成31年1月4日に改正され、令和元年7月から国の運輸支局等がOCR用紙を無償配布することで、小型二輪と同様に電算化されることになり、当連合会はその準備に協力をした。

ウ. 令和元年6月28日付けの国土交通省通達をもって、上記（ア）の「自動車登録業務等実施要領」と「軽自動車の使用届出等に関する取扱いについて」が改正され、同年7月1日に軽二輪車の届出に関する窓口業務が国の運輸支局に移管されたことを受け、当連合会は、軽二輪車の使用届出制度運営に関する協力を終了した。

（2）軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合に

は、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会を案内することとしている。詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は4件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

（3）軽自動車の保管場所届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

① 会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販扱いを含む。）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

② 会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

③ 業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼び

かける。

④ 会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

都府県地区軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

⑤ 保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

(1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

- ① 不正改造車を排除する運動の実施
- ② 自動車点検整備推進運動の実施
- ③ 「自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画・協力

(2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

- ① チャイルドシート指導員養成研修会の周知
- ② 自賠責保険制度のPRの推進

(3) 軽自動車のリコール情報の提供

① 軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。令和元年度における軽自動車検査情報は1243万件あった。

② 検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

当連合会で原簿（写）を元に入力・作成していた軽二輪届出情報については、令和元年7月に軽二輪窓口業務が国の運輸支局へ移管されたことに伴い、国土交通省（MOTAS）から当連合会に直接提供されることになったため、一般社団法人日本自動車工業会の会員である軽二輪メーカーに対し、リコール情報等含む軽二輪届出情報を提供するための「軽二輪届出情報提供システム」を新たに構築した。軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。令和元年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は57.8万件であった。

(4) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

(5) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

- ① 二輪車リサイクルの活動概況
- ② 廃棄二輪車取扱店の現状
- ③ 廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

次の事項を昨年度に引き続いて実施し、平準化に努めた。

- ① 月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請する。
- ② 各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

(2) 軽自動車届出の適正化

- ① 「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行
流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽

自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

② 軽自動車届出の適正化

引き続き、各都府県地区軽自動車協会にて収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

③ 流通委員会の開催

次のとおり、流通改善に係る検討・意見交換等を行った。

ア. 流通改善指標の評価と注視——都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

イ. 未使用車流通市場の実態調査に関する調査項目等の検討——未使用車流通市場の実態の把握については、調査会社に委託して平成25年度に第2回目の調査を実施したところであるが、前回の調査から丸6年を経過したことから、その後の未使用車市場の動向等を把握することを目的として、第3回目の調査を実施するに当たり、2月の流通委員会において調査会社から調査内容の説明を受けるとともに、調査項目等について議論・検討を行なった。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

- ① 自動車公正取引推進に対する協力
- ② 中古自動車査定制度推進に対する協力

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

- ① 通達等の周知徹底
- ② 自動車登録等適正化推進運動の実施
- ③ 軽自動車検査協会の窓口業務の受託

本年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が807.9万件、並びに自動車検査証返納等業務が321.1万件

であった。

- ④ 窓口業務におけるCS・接遇向上対策
- ⑤ 事務所職員業務研修会

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

(3) 軽自動車保有関係手続きのOSS導入への着実な対応と利用の促進

① 軽自動車OSS導入計画への対応

軽自動車検査協会では、延期されていた軽自動車OSS（継続検査）について、令和元年5月7日から全国を対象としてサービスを開始した。当連合会は、令和元年度事業計画の最重点施策に「軽自動車OSS導入への着実な対応と利用の促進」を盛り込み取り組んだ結果、軽自動車OSS（継続検査）については、令和2年3月末時点で、全53事務所中49事務所申請代行業を開始し、253事業者から依頼を受け、約45万3000件の申請代行を実施した。また、当連合会は、軽自動車OSSの更なる利用の促進を図るため、次の要望書を関係団体に提出した。

ア. 軽自動車検査協会理事長への要望書

令和元年12月、軽自動車OSS（継続検査）に対し、登録車OSS（継続検査）と同様な検査手数料インセンティブの早期導入を求める「検査手数料の見直しを求める要望書」を提出した。

イ. 公益財団法人自動車情報活用協会理事長への要望書

令和2年1月、OSS共同利用システム（AINAS）の利用料が、登録車OSS申請時は「47円/件」に対し、軽自動車OSS申請時は「60円/件」であることから、登録車と同額とすることを求める要望書を提出した結果、同協会より令和2年4月1日から軽自動車OSS申請時のAINAS利用料を「47円/件」とすることが公表された。また、各事務所における軽自動車OSS申請代行実務担当者の理解をより深めること等を目的に、地方ブロック毎に「軽自動車OSS実務担当者会議」を開催し、意

見・要望事項を本部で取り纏め、軽自動車検査協会理事長及び自動車情報活用協会理事長に対し、検討・改善等を求める要望書を提出した。軽自動車OSS（新車新規）については、現時点で運用の開始時期が未定となっているが、昨年度に引き続き、軽自動車検査協会や国土交通省及び関係諸団体との会議に出席し、軽自動車OSSや登録車OSSの利用状況及びその課題、並びに軽自動車OSS（新車新規）の進捗状況等について情報収集を行い、それらの事項について、理事会や全国事務局長会議等の機会を捉え、適宜報告を行った。

② 自動車検査証の電子化に関する検討会への参画

国土交通省では、OSSの充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化に向けた検討を進め、基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件を取りまとめるため、自動車局に有識者等からなる検討会を設置し、自動車検査証の電子化は、軽自動車も対象としたものであることから、当連合会からも専務理事が検討委員として参画している。

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

① 自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務

② 軽自動車税納付情報提供サービス

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。令和2年3月末現在で2県99市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

③ 検査情報の提供

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

(3) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進

平成29年1月からのOCR申請書の無償化等に伴い、令和元年度事業計画の最重点施策として積極的に取り組んだ。申請代行事業を行っていない事務所については新たな事業として軽自動車OS

S申請事業を開始し、既に申請代行事業を行っている事務所については事業の拡大を図るため、軽自動車OSS申請代行（継続検査）を開始した。その結果、令和2年3月末時点で、全53事務所中49事務所で申請代理人として軽自動車OSS（継続検査）申請代行事業を開始し、253事業者から依頼を受け、累計45万3000台の申請代行を実施した。また、現時点で運用開始時期は未定であるが、軽自動車OSS（新車新規）についても、軽検協の運用が開始された際、速やかに申請代行事業を開始できるよう準備を進めた。

9. 軽自動車用紙関係事業

(1) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

(1) 会議の開催

(2) 会報の発行

(3) 賞勲業務の実施

(4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

① 「運営改善特別委員会」及び「同委員会専門部会」の開催

② 「軽自動車所有者承諾書」の価格改定と用紙変更
軽自動車所有者承諾書の販売価格については、消費税の導入・増税が実施されるとともに、諸物価や職員の労務単価が大幅に上がる中で昭和52年以降、価格に転嫁してこなかったが、5月の理事会で承認を受け、令和元年10月1日から同承諾書の販売価格を500円から600円/部（税込み）に改定した。

③ 「小規模事務所への支援金交付制度」の適用

④ 地方ブロック担当者制度の設置

平成30年度に設けた地方ブロック毎の担当者（部課長）制度を通じて、意思疎通やコミュニケーションの強化を継続した。

(5) 本部経費削減の取り組み推進

令和元年度予算の本部経費について総点検を行い、引き続き事業費や人件費等の経費削減に努めた。